

平成23年(行ウ)第17号、第18号 第二次泡瀬干潟公金支出差止請求事件

原 告 前川盛治 外274名

被 告 沖縄県知事、沖縄市長

準 備 書 面 (31)

2013年4月24日

那覇地方裁判所 民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

籠橋 隆明

鍋口 崇

喜多 自然

栗山 知

斎藤 祐介

白川 秀之

長谷川鉱治

原田 彰好

日高洋一郎

堀 雅博

間宮 静香

御子柴 慎

横江 崇

原告ら訴訟復代理人弁護士

松本 徹意

吉浦 勝正

宮本 増

本書面では、原告ら準備書面(28)に続き、本件計画が公有水面埋立法にいう「災害防止に付き十分配慮せられたるもの」の要件に違反している事、本件計画が経済的合理性を有しないことを主張する。

## 第1 はじめに

1 原告ら準備書面（28）では、沖縄県津波被害想定検討委員会が2013年（平成25年）1月28日に公表した報告書（甲D46）を基に、本件計画が公有水面埋立法に規定する「災害防止に十分配慮せられたるもの」の要件に違反することを主張した。

同準備書面では、その時点で各市町村ごとのデータが未だ公表されていなかったことから、泡瀬（埋立地）については、「今後、県から沖縄市に報告される予定」（準備書面（28）第1の3の表）、「今回の沖縄県津波被害想定検討委員会の『沖縄県津波被害想定検討結果について』（2013年1月28日）によれば、本件埋立地の近隣の場所（沖縄市泡瀬・海邦町）に襲来する最大クラスの津波の最大遡上高は、海拔8.4m（CDL9.6m）であり、本件埋立地も同程度の津波最大遡上高が予想され、県埋立地（地盤高 CDL4m）、国埋立地（地盤高 CDL6.3m）は水没し、甚大な津波被害を受けることが明らかになった。また、現在の護岸の高さ、地盤高では最大遡上高、海拔8.4m（CDL9.6m）の津波に対応できることもまた明らかである。」

（準備書面（28）第3の2）と主張した。

2 その後、沖縄県は、各市町村ごとのデータを公表し、その内容を各市町村に報告（沖縄市には3月28日報告）し、沖縄県のホームページ（土木建築部海岸防災課）でも公表している。

## 第2 各市町村ごとの詳細

1 沖縄県の発表（沖縄県土木建築部海岸防災課 HP）によれば、沖縄市の「泡瀬」の被害想定のデータは下記のとおりである（甲D49）。

	地点最大水位	最大遡上高	±20cm	+50cm	第1波
④	6.3m	7.9m	13分	28分	31分
⑤	5.6m	7.5m	14分	28分	31分
⑯	6.1m	7.7m	13分	28分	30分

注 1 : ④は沖縄本島南東沖地震、⑤は沖縄本島東方沖地震、⑯は八重山諸島南東沖地震、④および⑤の 3 つの連動型地震を表す。

注 2 : 地点最大水位は、その地点における最大津波水位を意味する。

注 3 : 最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高を意味する。

注 4 : 「±20cm」の欄には、地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間を記載している。

注 5 : 「±50cm」の欄には、非難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間を記載している。

2 また、埋立地の最大浸水深も、各市町村データの地図にも明確に色分けられており、埋立地の陸側約 3 分の 1 が「1 m～2 m」の浸水深、海側約 3 分の 2 が「2 m～5 m」の浸水深になっている。原告ら準備書面（28）では、泡瀬（埋立地）は「海邦町と同程度の 8.4 m の津波最大遡上高と想定」としたが、今回の報告によれば若干低く、「7.9 m」となっている。

なお、ここでいう最大浸水深とは、泡瀬につき上記④、⑤、⑯の想定地震を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」「効果なし」の 2 パターンのシミュレーションを行い、その中で最大の浸水深（地表面からの水面の高さ）を意味する。

第 3 本件埋立地が、「泡瀬」に襲来が想定される「最大遡上高 7.9 m」の津波に対応できること

1 今回、沖縄県津波被害想定検討委員会が新たに発表した津波波被害想定検討結果によれば、本件埋立地に襲来するの津波の最大遡上高は、海拔 7.9 m (CDL 9.1 m) であり、県埋立地（地盤高 CDL 4 m）、国埋立地（地盤高 CDL 6.3 m）は水没し、甚大な津波被害を受けることが明らかになった。また、現在の護岸の高さ、地盤高では最大遡上高、海拔 7.9 m (CDL 9.1 m) の津波に対応できることもま

た明らかである。

すなわち、想定される津波が発生した場合、県埋立地については5.1 m、国埋立地については2.8 mの埋立地の高さと津波遡上高との差が生じることになり（下記表参照）、単純計算でもその高さの分の津波が埋立地上を襲うことになるのであるが、現在の埋め立て計画によつては、同災害からどのように人の命を奪いかねないこの災害を防止するのか全く明らかでないのである。

	埋立地の高さ	予想される津波 の最大遡上高	差
県埋立地	CDL 4 m	CDL 9.1 m	5.1 m
国埋立地	CDL 6.3 m	CDL 9.1 m	2.8 m

#### 第4 経済的合理性がないこと

1 上記④⑤⑭の地震による津波とは別の南海トラフ地震に関するこ  
とであるが、原告らは、この地震による津波の沖縄市での高さは「3  
m（CDL 4.2 m）」であり、沖縄県施工の埋立地（CDL 4 m）は水  
没することを準備書面8で主張した。

同地震が発生した場合の被害について、内閣府作業部会発表（2013  
年3月18日発表、2013年3月19日「琉球新報」掲載、甲D50）  
によると、沖縄県の被害総額は1,000億円（災害廃棄物処理300億円、  
建物200億円、資産100億円、港湾100億円など）となっており、  
本件泡瀬埋立地は甚大な被害が想定される。

上記④⑤⑭の地震による津波の高さは、すでに述べたとおり、南海  
トラフ地震による津波の高さをはるかに上回っており、その被害につ  
いても南海トラフ地震・津波によるものを大幅に超えることが予想さ  
れる。

2 さて、今回、沖縄県による調査によって上記④⑤⑭地震による津波  
の発生が予測されており、また、内閣府の発表により南海トラフ地震  
でさえ沖縄県内で多大な被害が生じることが想定されている。

このような状況で埋立地を造成しようという場合、事業者である県、国は、今後必ず、埋立地に何らかの津波対策を施す必要が出てくる（もし、今後津波対策を施すことはない、と言うのであれば、その旨書面で明言されたい）。

しかし、現段階においては、どのような対策を、どの範囲に、いくらの金額をかけて行うのか、全く明らかでない。現在、ただでさえ赤字が発生するという計画に、さらなる支出が予測され、それがいったいいいくらになるのかも予想できないという状況であるのに、このまま埋め立てを進めるというのはあまりに乱暴である。

そもそも、今回の計画変更承認前に大震災は発生しており、その時点で地震・津波に対する検討を先行させることは十分に可能であったのであり（実際に上記のような予測を公表できている）、このような必要な調査や費用の計算をしないまま進められてきた現在の計画に経済的合理性がないことは明らかである。

## 第5　まとめ

結局、現行の計画のまま埋立事業を進めたのでは、（免許変更承認前に知り得たはずの）地震・津波の調査結果に対応しなければ「災害防止につき十分配慮」していないとの誹りを免れないし、すぐに調査結果に対応しても、また将来これに対応するとしても、その費用がいくらかかるかも分からぬ（但し、相当巨額の費用がかかるだけは明らか）というのでは、本件埋立計画が経済的合理性を満たすことは出来ない。

従って、本件埋め立て免許変更承認後の計画に関して公金を支出したり、契約を締結したり、債務負担その他の行為をすることは許されないのである。

どうしても埋立がしたいのであれば、災害防止に十分配慮したと評価されるだけの計画を練り直し、その計画であっても経済的合理性があるといえる状況を作り上げてから、再度埋立免許の申請をすればよい。

以上